

町営住宅の入居者を募集します

入居資格●

- ・住宅に困窮していること
- ・現に同居し、または同居しようとする親族が居ること
- ・入居者全員の収入合計が収入基準以下であること
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していないこと

募集期限●10月15日(月)

申込方法●町建設課に備え付けの「住宅入居申込書」に記入押印し、必要書類を添付して下記まで提出してください。

※申込書は一旦お預かりして不足書類がないか確認したうえで受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので募集期限までに提出をお願いします。

※入居決定前の見学は行っていません。

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

- ・入居時期は11月上旬を予定しています。
- ・収入基準額以上の収入のある町内在住の連帯保証人(1名)が必要です。
- ・敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。
- ・犬、猫などのペットは飼うことができません。
- ・車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。
- ・その他、条例等によります。

住宅名	所在	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
熊野	六郷字熊野	1戸	3DK	RC 3階/1階	15,700～36,000	1台まで
小安門B棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC 3階/3階	15,800～36,300	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC 3階/3階	15,800～36,300	1台まで
今泉	金沢西根字西今泉	2戸	1K	木造平屋/戸建	7,100～16,400	なし
塚Ⅱ	畑屋字街道東	1戸	3LDK	木造平屋/戸建	24,700～56,900	2台まで
		1戸	3LDK	木造2階/戸建	26,900～61,900	2台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

ご理解とご協力をお願いします

美郷町除雪基本計画に基づく除雪休止区間について

町では、「美郷町除雪基本計画」に基づき、規定時間の午前7時までには除雪を完了させることを目的に除雪路線の見直しを進めてきました。

8月中旬に関係行政区の皆さまに除雪休止路線(案)を提示し、意見募集した結果、今冬から44区間の除雪を休止します。休止区間の起終点には、お知らせ看板を設置しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

除雪休止区間決定までの経緯

■平成30年6月「美郷町除雪基本計画」を策定

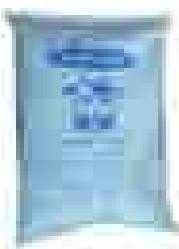
首都大学東京による町内調査等を踏まえて「除雪休止路線の基準」を定め、除雪休止路線(案)を選定しました。

■平成30年8月 除雪休止路線(案)意見募集

関係行政区の皆さまに除雪休止路線(案)を提示し、意見募集を実施しました。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

美郷町堆肥センター

あんしん堆肥
“美郷の大地”

- ①15kg/袋 432円
 - ②バラ・フレコン/500kg 3,780円
 - ③散布/10a(1tまで) 1,296円
- ※税込み価格、②は配達料含む

モミガラを募集します

稲刈り作業おつかれさまです。
堆肥センターでは大量のもみ殻を使用します。
モミガラの処分に困っている方、是非ご協力ください。(持込の方のみ)
搬入量に応じて完熟堆肥との交換制度もあります。
時期●11月下旬まで 問い合わせは(株)美郷の大地まで

(株)美郷の大地 TEL:0187(85)2121 美郷町千屋字相長根(ラベンダー園向い)

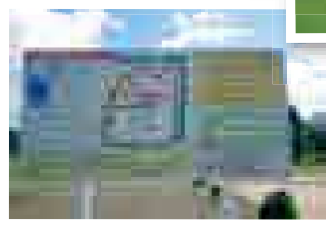
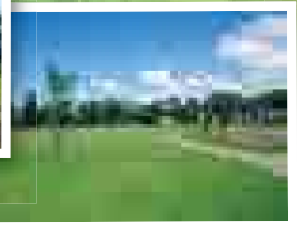
目指せ!

生薬の里 美郷

平場の森公園へお越しください!

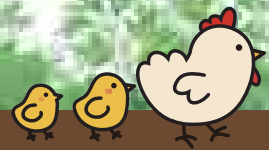
平場の森公園は旧千畑南小学校のグラウンドを活用した公園です。現在56種類、275本の薬樹を植栽しています。町の健康増進ウォーキングコースにもなっていますので、薬樹を見ながら楽しくウォーキングができます。お気軽にお越しください。

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方は下記までお問い合わせください。ご参加お待ちしております。



▲中央には芝生広場があります。
◀内周コースの薬樹の里コースがオススメです。

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908



介護保険事務所からのお知らせ

介護(介護予防)サービスと 介護予防・生活支援サービス事業の利用について

1. 要介護認定の申請をして「要支援1・2」「要介護1～5」の認定を受けた方は 介護(介護予防)サービスを利用できます。

(ア)要介護1～5の認定を受けた方

■「施設サービス」を利用したい場合

介護老人福祉施設・介護老人保健施設など、入所を希望する施設に直接申し込みます。

※施設サービスは「要支援1・2」の認定を受けた方は利用できません。

※介護老人福祉施設は原則として「要介護3～5」の認定を受けた方のみ利用できます。

■「在宅サービス」を利用したい場合

①「居宅介護支援事業所」に連絡して、ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼します。

※「居宅介護支援事業所」は介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)をご覧ください。介護保険事務所または町福祉保健課(地域包括支援センター)に用意している一覧表でご確認ください。

②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように相談しましょう。
※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③ケアプランに沿って「在宅サービス」を利用します。

(イ)要支援1・2の認定を受けた方

①初めてサービスを利用する方は「地域包括支援センター」に連絡して介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)作成を依頼します。

②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスを利用できるように相談しましょう。

③介護予防ケアプランに沿って「在宅サービス」を利用します。
※「要支援1・2」の認定を受けた方は施設サービスを利用できません。

2. 「要支援1・2」の認定を受けた方と基本チェックリストを受けて 「事業対象者」に該当した方は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

■「要支援1・2」の認定を受けた方と「事業対象者」に該当した方

「地域包括支援センター」に連絡して、上記1の(イ)①、②

と同様の手続き後、介護予防ケアプランに沿って「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

申・問●介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
町福祉保健課(地域包括支援センター) ☎0187(84)4907